
指定居宅サービス利用契約書 重要事項説明書

契約者
裏にも
印

指定短期入所生活介護事業所

平成12年3月30日

指定番号 岐阜県 2171100247

代理人
裏にも
印

第1章 総則

(契約の目的)

- 第1条** 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、指定居宅サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、添付「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条** 本契約の期間は、契約締結の日から1年間とします。
- 2 契約期間満了の7日間前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ(更新の拒絶)がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更)

- 第3条** 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画(それぞれのサービスの介護計画である短期入所生活介護計画を指す。以下「個別サービス計画」といいます。)を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面で交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

- 第4条** 事業者は、短期入所生活介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の便宜及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

- 第5条** 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、短期入所生活介護サービスにおいて日常生活上必要となるものに係るサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

(運営規程の遵守)

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービス利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け添付「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：介護保険負担割合証記載の負担割合)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払いといえます)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、添付「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 契約者は、前2項に定めるサービス利用料金をサービスの利用月の月末締め請求書に対し、翌月28日までに事業者の定める支払い方法により支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

第9条 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用期日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用期日の前日までに利用の中止を申し出なかった場合は、食事代＝1,733円と送迎費用＝1,840円をお支払い頂く場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者がサービスの利用を中止し、事業者を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

第10条 第8条第1項に定めるサービスの利用料金について、介護給付費等の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第11条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財物の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業者の看護職員、担当介護支援専門員、契約者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者もしくは家族等の請求に応じて指定居宅サービスの提供について記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族に連絡を取ると共に、担当介護支援専門員と協力して主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第12条 事業者、サービス従事者及び従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 個人情報の保護及び管理については、別に定める個人情報に関する基本規程によるものとします。

(変更事項の通知)

第13条 契約者は、事業者との契約に際して届け出た以下の事項について、変更があった場合は、遅滞なく事業者へ届け出るものとする。

- ① 契約者の住所、電話番号
- ② 身元引受人の変更
- ③ 身元引受人の住所、電話番号
- ④ その他契約に際して通知した、あるいは届け出た内容

第4章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第14条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上に必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の設備について、故意又は過失により滅失、破損、汚損、変更した場合には、自己の費用により原状に回復、又は相当の代価を支払うものとします。尚、業者に依頼する場合は、事業者が定めた業者に修理や工事を依頼するものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第 15 条 契約者は、事業者内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- (3) 事業者が定めた以外の物の持ち込み

第 5 章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第 16 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合で、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 17 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 18 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 19 条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

- 2 事業者は、前項第(1)号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 20 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。
この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

- (1) 第 7 条第 3 項、第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合

- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 契約者が入院した場合
- (2) 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第 21 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 22 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、その後 1 ヶ月間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)

第 23 条 第 19 条から第 21 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 7 章 その他

(入居中の事故及び医療行為)

第 24 条 契約者は以下のような不可抗力による事故が発生する可能性を理解し同意します。

- (1) 加齢による変化（表皮が薄くなり弾力性が乏しくなる）のため、弱い外的刺激により皮膚剥離が発生しやすくなります。また、内出血を起こしやすくなります。
- (2) 加齢による下肢筋力低下のため、歩行時のふらつきによる転倒事故、ベッドからの転落事故を起こしやすくなります。
- (3) 加齢による骨密度の低下（骨粗しょう症）のため、日常生活の行動で骨折に至ることがあります。
- (4) 歯の欠損、義歯の不具合、加齢に伴う嚥下の障害により、水分のむせこみや食べ物が喉に詰まることで窒息を起こすことがあります。
- (5) 症状を訴えることが困難になると、事故の発見が遅れ、心停止に繋がる場合があります。

- 2 契約者は、看護師不在時に前項事項により医療行為を必要とする場合は、契約者の生命を第一とし介護職員が医療行為を行うことに同意します。

(苦情処理)

第 25 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第 26 条 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等・関係機関（必要に応じて）に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

(裁判管轄)

第 27 条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、岐阜地方裁判所多治見支部をもって第一管轄裁判所とすることを、事業者及び契約者は予め合意します。

(重要事項説明書について)

第 28 条 契約者又は代理人は、本契約に基づく添付「重要事項説明書」について説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意します。

(協議事項)

第 29 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは署名代行者と誠意をもって協議するものとします。

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号 125 条に基づいて当事者があなたに説明すべき事項は下記の通りです。

重要事項説明書（短期入所生活介護）

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 美徳会
法人所在地	岐阜県多治見市上山町 1 丁目 97 番地 2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	西尾太志
設立年月	平成 10 年 7 月 2 日
電話番号	(0572) 25-0780

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービス及び事業所名（指定番号）

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
短期入所生活介護（介護予防有り）	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
通所介護	ビアンカデイサービスセンター	(2171100296)
居宅介護支援サービス	ビアンカ居宅介護支援事業所	(2171100585)
訪問介護	ビアンカヘルパーステーション	(2171100643)
特定施設入居者生活介護（介護予防有り）	ケアハウスビアンカ	(2171100866)

2 当法人の基本理念

基本理念	ビアンカ～美しく安心のできる家～という如く、家庭的な温もりのある生活の場で暮らしていただくために以下の基本理念を定める。 ① 利用者の生活の中で、基本的人権が守られるよう細心の配慮をもって介護する。 ② 利用者が安心して家庭的な生活を送り、幸せを感じることができるよう介護をする。 ③ 利用者が目標と生きがいを持てる、生きている喜びを感じることができるよう介護をする。
------	---

3 事業所概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム ビアンカ
事業所の所在地	岐阜県多治見市上山町 1 丁目 97 番地 2
代表者名	西尾悦子
電話番号	(0572) 25-0780
FAX 番号	(0572) 25-3581
E-mail アドレス	info@bitokukai.com
ホームページアドレス	URL : //bitokukai.com

4 ご利用施設で併せて実施する事業

施設の種類		岐阜県知事事業所指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設サービス	介護老人福祉施設	平成 12 年 3 月 30 日	岐阜県 247 号	63 人(西) 57 人(東)
居宅サービス	通所介護	平成 12 年 3 月 30 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 296 号	35 人
	短期入所生活介護 (介護予防)	平成 12 年 3 月 30 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 247 号	10 人
	訪問介護	平成 16 年 10 月 1 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 643 号	
	居宅介護支援サービス	平成 16 年 6 月 1 日	岐阜県 585 号	

5 事業目的と運営方針

事業の目的	短期入所生活介護は、介護保険法令等に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活が送れるように支援することを目的として、利用者に短期入所生活介護サービスを提供する。
施設運営の方針	事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

6 施設の概要

敷地	8530.54 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 4 階建（耐火建築）
延べ床面積	6651.14 m ²
利用定員	120 名（短期入所 10 名） 通所介護 35 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人あたりの面積
1 人部屋（東館）	（ 15 ） 室	215.5 m ²	14.8 m ²
1 人部屋（西館）	（ 63 ） 室	892.5 m ²	14.2 m ²
2 人部屋（東館）	（ 26 ） 室	620 m ²	11.9 m ²

(2) 主な設備

東館

設備の種類	数	面積	
食堂	2 室	232 m ²	
機能訓練室	2 室	90 m ²	
一般浴室	1 室	77 m ²	
機械浴室	2 室	59.96 m ²	
医務室	1 室	32.67 m ²	
デイルーム	1 室	322 m ²	

西館

設備の種類	数	面積	
食堂日常生活動作訓練室	2 室	278.54 m ²	
一般浴室	2 室	80.03 m ²	
特殊浴室	1 室	22 m ²	
個浴室	1 室	11.12 m ²	

7 利用の変更（中止・追加）

利用の変更	利用予定日の前に、利用者の都合により利用を変更（中止・追加）することができます。
取消料	利用期間中あるいは利用開始日当日の利用の中止を申し出された場合、取消料として、予定された食費の実費額（1,733 円）を負担して頂きます。

8 職員体制（主たる職員）

（令和 7 年 9 月 1 日現在）

従業者の種類	事業者指定の基準	員数	常勤		非常勤		資格保有者
			専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1	1				
生活相談員	2	2	2				
介護職員	利用者 3 人に対し 1 人以上（看護職員含）		38	2	18		介護福祉士=45 名
看護職員	3	6.6	5	1	1		看護師 6 名 准看護師=1 名
機能訓練指導員	1.3	1.3	1	1		1	作業療法士=1 名

							准看護師=1 名
介護支援専門員	2	2		2			介護支援専門員=2 名
管理栄養士	1	1	1				管理栄養士=1 名
医師	1	2			2		

9 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長	9：00～18：00	月 9 日
事務員	9：00～18：00	月 9 日
生活相談員	9：00～18：00	月 9 日
介護職員	A 勤務 7：00～16：00 B 勤務 8：00～17：00 Ss 勤務 10：00～19：00 C 勤務 12：00～21：00 D 勤務 21：00～7：00	月 9 日
看護職員	早勤務 7：30～16：30 遅勤務 9：00～18：00	月 9 日
機能訓練指導員	9：00～18：00 又は 7：30～16：30	月 9 日
介護支援専門員	9：00～18：00	月 9 日
管理栄養士	9：00～18：00	月 9 日

10 営業日及び予約方法

営業日	年中無休
予約の受付	利用の予約は、利用を希望される月の 2 ヶ月前から受け付けています。 担当介護支援専門員を通して当事業所へお申し込み下さい。

11 サービスの概要

サービス項目	サービス内容
栄養管理	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 利用者の自立支援のため、離床して食事を摂って頂くことを原則としています。 月 2 回の行事食を提供します。 食事時間 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ※紙パンツ、紙オムツ、尿取りパットは基本料金に含まれます。
入浴	入浴は一般浴槽、座浴槽、寝台浴槽を用意しています。 1 週間に 2 回の入浴又は清拭を行います。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
着替え等の介助	寝たきりの防止のため、出来る限りの離床に配慮します。生活のリズムを考え、着替えを行うように配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 シーツ交換は 1 週間に 1 回実施します。
相談及び援助	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 河原崎克久
送迎	身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所できない方、又はご家族の都合で来所できない方は、リフト付の送迎車両で入退所の送迎を行います。 ※ 送迎可能時間 入所時間 9 時 45 分頃～10 時 30 分頃までに自宅へお迎えに伺います。 退所時間 15 時 00 分頃～15 時 30 分頃までに自宅へお送り致します。

	地域により若干の時間の誤差が生じます。ご了承下さい。
--	----------------------------

1 2 利用料金

介護保険対象サービスに係る 1 日あたりの点数 (1 点=10.17 円)

項目	1 人部屋、2 人部屋
要支援 1	451 点
要支援 2	561 点
介護度 1	603 点
介護度 2	672 点
介護度 3	745 点
介護度 4	815 点
介護度 5	884 点
送迎	片道 184 点
通院等乗車介助	片道 99 点
短期生活夜勤職員配置加算 I	13 点
認定症ケア加算 (I)	3 点
認知症ケア加算 (II)	4 点
個別機能訓練体制加算	56 点
看護体制加算 (I)	4 点
看護体制加算 (II)	8 点
看護体制加算 (III) イ	12 点
看護体制加算 (IV) イ	23 点
機能訓練加算	12 点
医療連携強化加算	58 点
生産性向上推進体制加算 (I)	100 点/月
生産性向上推進体制加算 (II)	10 点/月
サービス提供体制強化加算 I	22 点
サービス提供体制強化加算 II	18 点
サービス提供体制強化加算 III	6 点
緊急短期受入加算	90 点 (7 日~14 日)
看取り連携体制加算	64 点
口腔連携強化加算	50 点/月

※契約者の介護保険負担割合証の負担割合で請求させていただきます。

※基準限度額を超える費用は全額自己負担となります。

※上記以外に介護職員等処遇改善加算の負担が発生します。なお、国が定める算定率により、負担率が変動します。

※個別対応等により加算体制が個々で異なります。

※法改正に伴い、料金変更を行うことがあります。(自費含む。)

介護保険外サービスに係る料金 (居室料及び食費) (1 日あたり)

保険料段階	1 人部屋利用	2 人部屋利用	食費
第 4 段階以上	1,434 円	1,054 円	1,733 円
第 3 段階②	980 円	530 円	1,360 円
第 3 段階①	880 円	430 円	1,030 円
第 2 段階	480 円	430 円	600 円
第 1 段階	380 円	0 円	300 円

※介護負担限度額認定書を参照します。

介護保険外サービスに係る料金（その他費用）

項目	費用
レクリエーションや日常生活上必要となる諸費用	教養娯楽費に要する費用の実費を利用者に負担して頂きます。 日曜喫茶代 82 円（1 回） 平日、土曜日祝日喫茶代 137 円（1 回） テレビ貸し出し費用 400 円（1 日あたり） コンセント代 60 円（1 日、1 コンセントにつき）
理容・美容に掛かる費用	2,700 円（1 回）
日用品費	72 円（1 日）
緊急時の送迎に掛かる費用	緊急時の送迎を行った場合は、自費を利用者に負担して頂きます。 病院⇄ビアンカの送迎費用 2,600 円（1 回） 病院⇄自宅の送迎費用 2,600 円（1 回） ※夜間（22 時～5 時）の送迎の場合は、深夜割増を請求させて頂きます。 3,700 円（1 回） ※対応不可の場合がございます。
領収書再発行手数料	1,100 円（1 回）
その他文書発行手数料	550 円（1 回）
コピー代	10 円
支払事務手数料	1,500 円（1 か月）
医療材料費	●導尿カテーテル 120 円（1 回） ●バルーンカテーテル 3,000 円（1 回）
看取り後の諸費用	26,400 円（エンジェルケア）

1 3 送迎の実施範囲

送迎の実施範囲	多治見市、土岐市
---------	----------

1 4 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間・利用方法等
事業所の苦情受付担当	窓口担当者 河原崎克久 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 利用方法 電話（0572）25-0780 Fax（0572）25-3581
苦情解決第三者委員	柳生唱一 多治見市豊岡町 3-48 柳生司法書士事務所 （0572）26-8855 石垣智康 多治見市宮前町 2-46 石垣法律事務所 （0572）23-6305
その他の申立先	多治見市介護保険調整委員会（市役所福祉部高齢福祉課内） 利用方法 手紙、直接市役所へ 〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 電話（0572）22-1111 Fax（0572）25-6434 岐阜県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 利用方法 手紙 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会

	介護保険課苦情相談係 直接申し出る場合 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 5 階 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 電話 (058) 275-9826 Fax (258) 275-7635
--	---

1 5 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係機関、利用者の家族及び担当介護支援専門員等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、事故が原因で医療機関を受診した場合は、事故防止マニュアルにより県事務所、保険者へ報告します。 安全対策担当者 河原崎克久
----------	---

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームビアンカ 消防計画」及び「地震防災応急計画」により対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホームビアンカ 消防計画」及び「地震防災応急計画」により年 2 回夜間および昼間を想定した非難訓練を、利用者の方地域の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	13 箇所
	非難階段	5 箇所	屋内消火栓	13 箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	57 箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画書	消防署への届出日：平成 26 年 2 月 28 日 防火管理者：後藤芳郎			

1 7 当施設のご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前 9 時～午後 6 時）を遵守し、必ずその都度職員へ当施設指定の面会票をお渡し下さい。面会時間外での面会は、事前に連絡してください。 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。
外出	外出の際には外出・外泊届を提出してください。 感染症が流行する時期は、近隣の状況を確認しながら面会禁止や外出の禁止をお願いする場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これに反して使用し破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はやめて下さい。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1 8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

1 9 虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員	河原崎克久
-------------	-------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針を整備しています。

(6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20 身体拘束廃止について

事業者は、原則として入所者に対しての身体拘束を行いません。ただし、自傷他傷等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対しての説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・入所者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

指定短期入所者生活介護サービスの提供開始に際し、下記説明者より、本書面に基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

説明者 職名（ 生活相談員 ） 氏名 ⑩

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住 所

代理人 氏 名

続 柄

電話番号

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者及び代理人、事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所

契約者 氏 名 印

電話番号

住 所

代理人 氏 名 印

電話番号

事業者	住 所	岐阜県多治見市上山町1-97-2
	事業者名	社会福祉法人 美徳会
		特別養護老人ホームビアンカ
	施設長	西尾 悦子 印

